

## Q 都市計画法第34条第12号の運用について

うちの  
内野 嘉広 議員  
よしひろ



## A 市で問題ないと確認できた段階で指定していく

**問** 指定可能となる区域の現状について。

**答** 指定可能となる区域は、圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地域であり、既に産業系の土地利用が進む南西部第一期地区や農業大学校跡地に隣接している。

**問** なお、当該地域の現状は、農地が広がっているほか、集落や個別開発等が点在している。

**問** 本市に該当する埼玉県指定

**答** 運用方針の除外規定について。

**答** 農業振興地域内の農用地区域、第一種農地、都市計画施設の決定区域が該当する。

**問** 開発行為による周辺への影響及びその対策について。

**答** 立地する施設等に応じて、関係法令に基づき交通や日影に関する事項等、必要な対策を講じる。また、雨水排水については、面積規模に応じた雨水流出



国道407号バイパス予定地周辺

抑制施設を設置することと定めており、開発による下流部への影響に配慮し、対策が講じられるよう規定した。

**問** 事前にデータを把握し、市としての開発ビジョンを描くべきと考えるが、市の考えは。

**答** 企業からの相談を踏まえて個別に指定していく。事前相談の中で出てきた案件について、関係部署で連携をしながら進めていく。

## Q ポイント還元キャンペーンの実施を

やまなか  
山中 基充 議員  
もとみつ



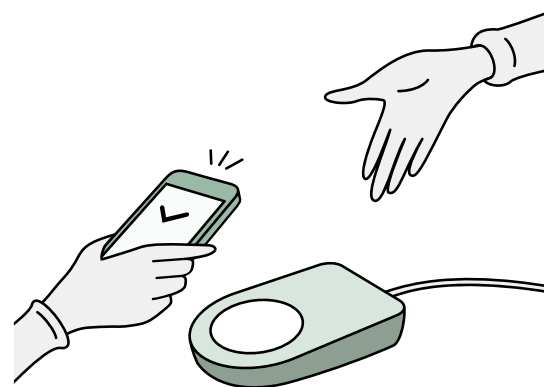
## A 時期や手法等をこれから検討していきたい

**問** コロナ禍で多くの事業者が減収する中、スピード感を持って消費需要を喚起する必要がある。プレミアム付商品券は、販売の際の感染対策が必要な上に、事業者の募集や商品券の印刷のほか、事業者が換金するにも数か月かかり、「スピード感」のなさが否めない。

**答** コロナ禍で多くの事業者が減収する中、スピード感を持って消費需要を喚起する必要がある。プレミアム付商品券は、販売の際の感染対策が必要な上に、事業者の募集や商品券の印刷のほか、事業者が換金するにも数か月かかり、「スピード感」のなさが否めない。

**問** 幸手市で実施したスマートフォンのアプリでの電子決済サービスを使った買い物へのポイント還元キャンペーンでは、募集や印刷等の手間もない。

**答** 本市の市内業者への消費喚起策の取組は、  
新型コロナウイルス感染拡大の状況や県のGO TO E



**問** a tが延期となっていることなどを考慮し、実施時期や手法等の検討を重ねていきたい。

**答** Go To Eat終了後、キャッシュレス決済での30割ポイント還元の実施を。

**問** 7月以降を想定し、30割の還元を前提にこれから検討していきたい。

### ◎その他の質問

- 一 LINEによる持ち運べる市役所の導入を
- 二 公共施設等総合管理計画の見直し等について
- 三 コロナ禍における自殺対策について